

平成29年(厚)第5057号

平成30年4月27日裁決

## 主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めるということである。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の概要

本件は、請求人が、老齢厚生年金の受給権者であった亡A(以下「A」という。)が死亡したので、その妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求したことに対し、厚生労働大臣が、請求人がAによって生計を維持されていたとは認められないとして、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

#### 2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、Aが平成○年○月○日に死亡したので、その妻であるとして、同年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「亡受給権者(注:Aを指す。)(注:「と」は誤記と認める。)死亡当時、その者によって生計を維持されていたとは認められないため」という理由により、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(原処分)をした。
- (3) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求

を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 当事者等の主張の要旨(略)

## 理由

### 第1 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。)が死亡した場合は、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者であって、適格死亡者の死亡当時、適格死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法第58条第1項第4号(平成24年法律第62号による改正前のもの)及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10、並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。
- 2 本件の場合、Aの死亡当時、Aが適格死亡者であったこと、及び、請求人が、Aの戸籍上の配偶者であり、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、後記第2の1(1)、(4)及び(5)の認定事実から明らかであり、この点について、当事者間の争いはないと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係に照らして、Aの死亡当時において、請求人がAによって生計を維持した配偶者であると認められないかどうか、ということ

である。

## 第2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、次の各事実を認定することができる。

(1) B市長が証明するAを筆頭者とする戸籍の全部事項証明書（改製日平成〇年〇月〇日。平成〇年〇月〇日付け。）によれば、Aは昭和〇年〇月〇日に、請求人は昭和〇年〇月〇日にそれぞれ出生し、Aと請求人は平成〇年〇月〇日に婚姻し、その婚姻関係が継続したまま、Aは平成〇年〇月〇日に死亡し、その死亡届は、Aとその前妻であるCとの間に出生した長男D（昭和〇年〇月〇日生）が届け出ている。

(2) Aは、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分、〇〇市〇〇町〇-〇-〇所在のa病院において、急性腎不全により死亡した。

(3) E区長が証明する請求人に係る住民票の除票（平成〇年〇月〇日付け）及びF市長が証明する請求人に係る世帯全員の住民票（同年〇月〇日付け）によれば、請求人は、同年〇月〇日に〇〇市〇〇〇-〇（以下「b宅」という。）から〇〇区〇〇〇-〇-〇-〇（以下「c宅」という。）に転入し、c宅において世帯主となり、同年〇月〇日にc宅から〇〇市〇〇町〇-〇-〇（以下「d宅」という。）に転出し、d宅において同人一人を世帯員とする世帯の世帯主となっている。そして、B市長が証明するAに係る住民票の除票（同年〇月〇日付け）によれば、Aは、平成〇年〇月〇日に〇〇市〇〇〇-〇〇から〇〇市〇〇〇（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）（以下「e宅」という。）に転入し、平成〇年〇月〇日にe宅からb宅に転居し、平成〇年〇月〇日にb宅からe宅に転居し、e宅において世帯主となり、その後、同人が死亡する時まで住所の変更はない。

(4) Aに係る「\*新法\*受給権者原簿記録回答票（失権・厚年）」及び「受給権者改定記録回答票」によれば、同人は、

厚生年金保険の被保険者であった期間を〇月とする老齢厚生年金の受給権を、同人が65歳に達した平成〇年〇月〇日から同人の死亡により失権する平成〇年〇月〇日までの間、有していた。

(5) B市長が証明する請求人に係る平成〇年度（平成〇年分）市民税・県民税所得・税額証明書（その2）（平成〇年〇月〇日付け）によれば、平成〇年分の請求人に係る、総所得金額及び給与総収入額は、いずれも〇円である。

(6) 請求人が作成した生計同一関係に関する申立書（平成〇年〇月〇日付け）があり、その主な内容を記載すると、次のとおりである。

同居についての申立（別居していたことの理由）：平成〇年〇月頃、②（注：Aを指す。(6)において、以下同じ。）（受給権者）が急に自宅を出て行き、帰ってこなくなった。その後、弁護士を通じて離婚する旨を言ってきた。①（注：請求人を指す。(6)において、以下同じ。）（請求者）は、なぜ離婚となるのか訳が理解できなかった。その間、②から①に対しては、毎月の生活費や光熱費等の負担があったので、①はそのまま、普段通りに自宅へ生活を送っていた。

経済的援助についての申立

Aから請求人に対する経済的援助の有無：あり

その回数（注：記載なし）

経済的援助の内容：平成〇年〇月から同年〇月までは、毎月〇〇万〇千円の生活費および光熱費等の支払いが、毎月あった。しかし、平成〇年〇月から、急に②からの支払いがなくなり、生活に困ったので、裁判に訴えることにした。その結果、裁判所より「毎月〇万円の支払いをすべき」との判決が出ている。少なくとも、平成〇年〇月から現

在まで、②は①に対しての扶養義務があるはずだから、当然、②が自宅を出た平成○年○月から今日まで、②は①の生計を維持し、かつ、その義務を負っているはずであり、①と②は夫婦として、生計を一にしていると思うのである。④(注：上記「その回数」を指す。)については、平成○年○月～同年○月までは、毎月○○万○千円の生活費の支払いと光熱費等の負担があったが、平成○年○月以降は、全ての支払いがなくなった。結果的に、裁判所の判断では、平成○年○月以降も、毎月○○万円の支払いをすることになった。詳細は、別紙「遺族年金請求に関する参考資料」(注：後記⑦参照。以下同じ。)を参照して下さい。

定期的な音信・訪問についての申立音信の手段(注：記載なし)  
訪問回数(注：記載なし)

音信・訪問の内容：②(受給権者)が出て行った後、本人からの直接の連絡等は全くなかった。その後、弁護士を通じて離婚の申し出があったのみである。詳細については、別紙「遺族年金請求に関する参考資料」を参照して下さい。

(7) 請求人が「遺族年金請求に関する参考資料」及び「遺族年金請求に関する参考資料2」として提出した資料(いずれも写し)があり、その主なものは、次のとおりである。

ア ○○高等裁判所平成○年(○)第○○○号離婚請求控訴事件(控訴人：A、被控訴人：請求人。以下「本件離婚請求控訴事件」という。)に係る平成○年○月○日言渡しの判決(以下「本件判決」という。)の正本「主文」として、「1 本件控訴を棄却する。2 控訴費用は、控訴人

の負担とする。」と記載されている。

そして、「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」において、前提となる事実は原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」1記載のとおりであるからこれを引用するとし、「第3 当裁判所の判断」において、「当裁判所も原判決と同じく、控訴人の離婚請求は理由がなく、これを棄却すべきものであり、本件控訴は理由がないものと判断する。」とし、一部「原判決を付加訂正」するとして上、「当審における当事者の補足的主張に対する判断を加える外は、原判決「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」記載のとおりであるからこれを引用する。」とし、「第3 当裁判所の判断」中「3 当審における当事者の補足的主張に対する判断」として、次のとおり記載した上で、「以上のとおり、控訴人の離婚請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。」としている。

(1) 控訴人(注：Aを指す。以下同じ。)は、原審口頭弁論終結時(注：平成○年○月○日)には別居期間が2年7か月となっていることに加え、控訴人と被控訴人(注：請求人を指す。以下同じ。)とは40歳を超えた状況で結婚した再婚者同士の熟年婚であったこと、両者の間には子がないこと、上記別居が2度目の別居であることを併せ考慮すれば、婚姻関係は破綻していると主張する。

しかし、前記認定事実によれば、控訴人と被控訴人との婚姻期間は同居開始時を始期としても15年以上にわたるのであり、それに比べれば上記別居期間ではただちに客観的な婚姻関係の破綻を推認させるものではない。

しかも、これまでの別居や喧嘩の後には復縁し、離婚を思いとどまっていることからすれば、やはり控訴人と被控訴人との婚姻関係は破綻しているということとはできない。控訴人の主張は採用できない。

- (2) 控訴人は、被控訴人には、婚姻期間中に異常行動や暴言等があったことからすれば、婚姻関係はもはや破綻しているというべきであるとも主張する。

しかし、前記認定事実によれば、控訴人の主張する被控訴人の行動の原因は、控訴人が出会い系サイトで知り合った女性とメールのやりとりをしたり、絵画教室の先生や他の生徒と食事に行く等浮気を疑わせる行動をとったことによるものであって、上記被控訴人の行動をもって婚姻関係は破綻しているということもできない。控訴人の主張は採用できない。

- イ アの事件の原審（〇〇家庭裁判所平成〇年（〇〇）第〇〇号離婚請求事件（原告：A、被告：請求人）に係る（平成〇年〇月〇日言渡しの判決の正本）

「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の「1 前提となる事実」として、① Aが、平成〇年頃、アパートを借りてb宅を出て、請求人と別居したが、間もなく再び請求人と同居したこと、② Aが、平成〇年〇月、再び自宅を出て、請求人と別居したこと（以下「本件別居」という。）、③ Aは、平成〇年、請求人を相手方として、〇〇家庭裁判所に対し、夫婦関係調整調停を申し立てたが、同調停は、同年〇月〇日、不成立により終了したことなどが記載され、同欄の「第3 当裁判所の判断」の「1 認定事実」として、① Aは、平成〇年頃、b宅を出て、

請求人と別居したが、Aが脳梗塞で倒れ、入院する事態となったことから、間もなく同居を回復し、再び請求人がAの食事の用意や衣類の洗濯を行うようになったこと、② Aは、平成〇年〇月、女性と電話しているところを請求人にとがめられ、b宅から出るように言われたことを端緒として、本件別居を開始したこと、③ 請求人は、口頭弁論終結時（平成〇年〇月〇日）頃、うつ病により継続的に稼働することができる状態ではなく、Aから支払われる婚姻費用月額〇万円及び障害年金により生計を維持していることなどが記載され、Aが主張する離婚原因について、平成〇年〇月から開始された本件別居の期間も2年7か月程度の期間であり、これをもって直ちに婚姻関係が破綻していると推定することはできないし、婚姻期間中の請求人の興奮した言動も、いささか穏当を欠くものであるが、これらはいずれもAが出会い系サイトで知り合った女性とメールのやりとりをするなどしたことを契機として請求人がAの浮気を疑ったことによるものである上、その頻度もさほど頻繁であるともいえず本件別居の事実と総合しても、いまだ客観的に見てAと請求人との婚姻共同生活を修復させることが著しく困難であるとは断じ難く、婚姻を継続しがたい重大な事由があるとはいえないと判断して、Aからの離婚請求を棄却している。

- ウ 〇〇高等裁判所平成〇年（〇）第〇〇〇号婚姻費用分担の審判に対する抗告事件（抗告人：A、相手方：請求人。以下「本件婚費抗告事件」という。）に係る同年〇月〇日付け決定（以下「本件決定」という。）の謄本

「主文」として、「1 原審判を次のとおり変更する。(1) 抗告人（注：Aを指す。以下同じ。）は、相

手方（注：請求人を指す。以下同じ。）に対し、○万円を支払え。（2）抗告人は、相手方に対し、平成○年○月から当事者双方の離婚又は別居状態の解消に至るまで、毎月末日限り、○万円を支払え。2 抗告費用は抗告人の負担とする。」と記載されている。そして、「理由」欄の「第4当裁判所の判断」には、① Aは、本件別居後、月額○○万○○○○円程度の生活費を請求人に渡していたが、平成○年○月分からは生活費を渡していないこと、② 請求人は、従前は、Aの経営する事業に就労し、月額○万円の給与を支給され、その他に生活費も渡されていたが、本件別居後は無職であり、うつ病の診断により就労は困難であったこと、③ b宅はAの所有で、本件別居後、b宅には請求人が居住し、Aはb宅に係る光熱費、電話料金及びケーブルテレビ料金、請求人に係る携帯電話料及び国民年金保険料を支払っていたことなどが事実として認められる旨が記載され、婚姻費用分担額の算定については、① Aの年金収入について、総収入を○○○万○○○○円、その60パーセントである○○○万○○○○円を婚姻費用計算の基礎収入（以下、単に「基礎収入」という。）と、② Aの賃貸料収入に係る基礎収入を○○万○○○○円と、③ Aの給与収入について、給与の総収入を○○○万円、その42パーセントである○○○万○○○○円を基礎収入とそれぞれ認めるのが相当とした上で、上記①ないし③の基礎収入の合計金額の50パーセントを12で除した金額を○万○○○○円と計算し、Aがb宅を所有し、従前から、b宅に係る光熱費等を負担し、本件別居後も、請求人に対し、b宅に係る光熱費等の他に生活費○○万○○○○円を渡してきた経緯があるという事情を勘案し、Aが支払うべ

き婚姻費用分担額を○万円とするのが相当と判断し、後記エ記載の本件審判によるAの婚姻費用分担額（平成○年○月分及び○月分として○○万円、同年○月分以後、Aと請求人の離婚又は別居状態の解消まで、毎月○万円。）を、上記主文記載のとおり、同年○月分ないし○月分として○○万円、同年○月分以後、Aと請求人の離婚又は別居状態の解消に至るまで、毎月○万円に変更する旨の決定をしている。

エ ウの事件の原審（○○家庭裁判所平成○年（○）第○○○号婚姻費用分担申立事件（申立人：請求人、相手方：A。）に係る平成○年○月○日付け審判（以下「本件審判」という。）の謄本「理由」欄の「第2 当裁判所の判断」では、① 請求人が、従前は、Aが自営する会社に勤務し、月額○万円の給与、生活費○○万円を受領し、光熱費等や請求人が使用する自動車のガソリン代等の雑費はAが負担していたこと、② 本件審判の頃、請求人は無収入であったこと、③ Aは、本件別居後、b宅の光熱費、携帯電話料、ケーブルテレビ代、請求人の国民年金保険料等として合計月額○万円くらいを負担するほか、請求人に対し、平成○年○月から同年○月まで、生活費として月額○○万○○○○円を渡していたこと、④ Aは、同月末、請求人がb宅に叔母を住まわせ、Aに対し請求人の母の貸付金の返済を求めたことから、請求人に対し、生活費を渡さなくなったこと、⑤ 請求人は、同年○月に○○家庭裁判所平成○年（○○）第○○○号婚姻費用分担調停（以下「本件調停」という。）を申し立て、その期日に、Aから同年○月及び○月分の生活費を受領したが、以後、生活費を渡されておらず、叔母の援助で生活していたこと、⑥ Aは、請求人が使用する自動車（名

義はA)に係る車検費用、保険料及び自動車税を支出していたこと、⑦本件調停は平成○年○月○日に不成立となり、審判手続に移行したことが、事実として認定されている。

オ f 銀行が作成した、請求人名義の通常貯金に係る通常貯金預払状況調書(取扱期間平成○年○月○日から平成○年○月○日。平成○年○月○日付け。以下「本件預払調書」という。)

「送金 A」として、平成○年○月○日に○○万円、同年○月○日に○○万円並びに同月○日、同年○月○日、同年○月○日、平成○年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、同年○月○日、平成○年○月○日及び同年○月○日にそれぞれ○万円の入金に記載されている。

(8) 再審査請求代理人が作成した、当審査会委員長からの照会に対する回答書が2通(平成○年○月○日付け及び同年○月○日付け)があり、本件検討に必要な部分を記載すると、それぞれ次のとおりである。

ア 平成○年○月○日付けのもの(以下「回答書A」という。)

1 (注:記載省略)

2 資料2(注:本件記録中の「H氏の遺族厚生年金不支給に対する申立書」を指す。以下同じ。)の8(2)に、平成○年○月から平成○年○月までの期間及び同年○月から平成○年○月までの期間について、光熱費等(家賃分のみ)として○万○○○○円と記載されています。そして、同金額は平成○年度の固定資産税の税額を12で除した金額と一致しておりますが、この意味は、同期間において、ご自宅(○○市○○○-○所在)の

固定資産税を請求人が負担していたという意味でしょうか。それとも、単に家賃相当額として記載したものでしょうか。その場合は、どなたが固定資産税を負担していたか回答願います。:単に家賃相当額として記載した

固定資産税負担者:A

3 資料2の8(2)に、「3期(注:平成○年○月~平成○年○月)になると、請求人の障害年金が認定されたことで亡夫の加給年金額が減額となり、そのことを理由として月額○万円の生活費が停止されている。4期(注:平成○年○月~同年○月)になると、亡夫が自宅の名義を息子名義に変更したため、立ち退きを迫られ、やむなく請求人が自宅を出ざるをえなくなったので「光熱費等○円」となっており、生活費は障害年金で賅っている。」との記載があります。

つきましては、次の事項について、回答願います。

(1) A様が婚姻費用について平成○年○月○日の支払を最後に支払わなくなって以降、請求人の生計は、請求人が受給されている障害年金のみで維持されていたのかどうか、また、他にも生計を維持するための収入又は財産があった場合はその内容を回答願います。:障害年金以外にも生計を維持するための収入又は財産があった

具体的内容:障害年金の収入だけでは、到底生活費が足りなかったもので、東京在住の実娘・Gに頼んで仕送りさしてもらい、何とかしのいでいた。請求人には、財産と呼べるものは全くなく、亡夫・A氏からも、生前に贈与された財産視できるものは、全くない。

(2) E区長が証明する請求人に係る除かれた住民票(平成○年○月○日付け)によれば、請求人は、平成○年○月○日に○○市○○○-○から○○区○○○-○-○-○に転出され、その後、同年○月○日に○○市○○町○-

○-○に転出されていますが、転出に至る経緯及び理由について、それぞれ具体的（いつ、何があり、どのような理由で、どうしたか等）に回答願います。また、その事実が確認できる資料を提出願います（提出していただけないときはその理由を回答願います。）。

① ○○区○○への転出について

ア 回答（いつ、何があり、どのような理由で、どうしたか等）：平成○年○月○日に亡夫・A氏が、請求人の居住する「○○市○○○-○」の家屋・土地を、同氏の子であるD（注：Dの誤記と認める。以下同じ。）氏に名義変更したため、所有権者となったD氏から出て行くように強制されたので、やむなく、同年○月○日に同地を退去し、実娘・Gのマンションに移り住むことになった。

イ（注：記載省略）

② ○○市への転出について

ア 回答（いつ、何があり、どのような理由で、どうしたか等）：請求人の郷里に住む叔母が、高齢及び健康状態が思わしくなく、彼女の身の回りの世話をするため、請求人は一時的に、平成○年○月○日に○○市の叔母方へ居宅を移すこととなった。

イ（注：記載省略）

4 資料3（注：本件預払調書を指す。）には、「○○○○ ○○○」名義による振込が、平成○年○月○日以前にもありますが、同日後にも同年○月○日に○○万円、同年○月○日に○○万円がそれぞれ認められます。つきましては、これらの振込がどのような性格のものであり、○○○○ ○○○氏と請求人との関係、同氏がどのような方なのか、差し支えない範囲で回答願います。また、その事実が確認できる資料を提出願います（提出していただけないときはその理由を回答願います。）。

(1) 振込について

ア 回答（どのような性格のものか）：請求人は、亡夫・A氏からの生活費（平成○年○月まで）、障害年金の収入（平成○年○月以降）だけでは、到底生活できなかつたので、その不足（注：「不足送」は誤記と認める。）を補うための仕送りを実娘・Gからしてもらっていた。

イ その回答を確認できる資料を：提出できない  
理由：請求人は、生活費が足りないときに、電話で仕送りを頼んでいたため、依頼の手紙・文書等が存在しないため。

(2) ○○○○ ○○○氏について

ア 回答（請求人との関係、どのような方か）：G氏は、請求人と前夫との間に生まれた請求人の実娘である。

イ（注：記載省略）

イ 平成○年○月○日付けのもの（以下「回答書B」という。）

前回の照会に対し、別添資料のとおり回答いただきましたが、回答いただいたのは婚姻費用の支払が最終的に決定された婚姻分担（注：「婚姻費用分担」の誤記である。）の審判に対する抗告事件に係る内容です。照会内容は、平成○年○月以降、婚姻費用が支払われなくなってから、H様が、A様に対し、どのような対応をしたのかについてですので、再度回答願うとともに、その事実が確認できる資料を提出願います（提出していただけないときはその理由を回答願います。）。また、特段の対応をされていないときは、その理由を回答願います。：対応した

具体的対応の内容（誰が、いつ、誰に、どのように、何をしたか等）：H氏の代理人弁護士であるI以下3人の弁護士が、平成○年○月○日から○年○月○日にかけて、A氏に対して、債権差押命令申立の形で裁判所を通じて、平成○年○月から○年○月までの婚姻費用の

不払い分の支払い督促を行った。

(注：以下記載省略)

- (9) 回答書A及び回答書Bに添付して提出された資料(全て写し)があり、その主なものとして、次のものがある。

ア ○○地方法務局登記官が証明するb宅の土地及び建物の登記記録に係る全部事項証明書各1通(いずれも平成○年○月○日付け)があり、同土地及び建物について、その所有権が、いずれも、平成○年○月○日の相続を原因としてJからAに移転し、その後、平成○年○月○日の贈与を原因としてAから長男Dに移転している。

イ E区長が証明するGを筆頭者とする戸籍の全部事項証明書(平成○年○月○日付け)があり、G(以下「実娘G」という。)は、父Lと請求人の間に、昭和○年○月○日、長女として出生している。

ウ 債権者を請求人、債務者をA、第三債務者をg銀行とする債権差押命令申立書(平成○年○月○日付け)による請求人の申立てに基づき発せられた、債権差押命令(○○地方裁判所平成○年(○)第○○○号。同月○日付け。以下「差押命令A」という。)の正本(同日付け)があり、請求人の申立てにより、本件決定に基づく請求債権(元本○○万円(同年○月から同年○月まで1か月○万円の婚姻費用の未払分(支払期毎月末日))及び執行費用○○○○円の合計○○万○○○○円)の弁済に充てるため、Aが第三債務者g銀行(h支店扱い)に対して有する預金債権のうち、○○万○○○○円に満つるまでのものを差し押さえる旨等が記載されている。なお、本件記録によれば、当該差押えにより、第三債務者g銀行から、同年○月○日に、○万○○○○円(執行費用充当分を除いて○万○○○○円)の取立てがあったことが認められる。

エ 債権者を請求人、債務者をA、第三債務者をKとする債権差押命令申立書(平成○年○月○日付け)による請求人の申立てに基づき発せられた、債権差押命令(○○地方裁判所平成○年(○)第○○○号。同月○日付け。以下「差押命令B」という。)の正本(同日付け)があり、請求人の申立てにより、本件決定に基づく確定期限が到来している債権(元本○○万○○○○円(同年○月から同年○月まで1か月○万円の婚姻費用の未払分(支払期毎月末日)の残金)及び執行費用○○○○円の合計○○万○○○○円)及び本件決定に基づく確定期限が到来していない定期金債権(同年○月から、請求人とAの離婚又は別居状態の解消に至るまで、毎月末日限り○万円ずつの婚姻費用分担金)の弁済に充てるため、Aが第三債務者Kに対して有する同正本添付の差押債権目録所定の賃料債権のうち、支払期の早いものから、○○万○○○○円及び上記定期金債権の金額の合計金額に満つるまで、同賃料債権を差し押さえる旨等が記載されている。なお、本件記録によれば、請求人は、Kから、当該差押えに係る賃料債権のうち、平成○年○月○日に同年○月分、同年○月○日に同年○月分、同年○月○日に同年○月分の賃料(各○万○○○○円)の支払を受けたものの、同年○月分以降の支払がなかったため、同年○月○日付けで、Kを被告として、同年○月から○月分までの賃料の支払を求める取立訴訟を○○簡易裁判所に提起したが、同年○月○日付けで訴えを取り下げたことが認められる(訴えの取下げは、Aの死亡が判明したことによるものと推認される。))。

- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
- (1) 保険者は、遺族厚生年金の受給権者

に係る生計維持関係の認定等の取扱いについて、本件通知を定めており、生計維持関係の認定については、適格死亡者との生計維持関係が認められるためには、生計維持認定対象者が適格死亡者と生計同一関係があり、かつ、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることが必要であるとしている。そして、生計維持認定対象者が配偶者で、住所が適格死亡者と住民票上異なっているときは、当該配偶者が適格死亡者との生計同一関係を認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。ただし、これにより生計同一関係・生計維持関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

(2) 上記のような基準は、一般的、基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして検討する。

本件記録によれば、請求人とAは、Aが平成○年○月頃にb宅を出て行ったことにより、本件別居が開始され、本件別居後も、請求人はb宅に居住していたが、両名の別居状態は解消することなく継続し、Aは平成○年○月○日にb宅からe宅に住民票の住所を移し、請求人は平成○年○月○日にb宅

からc宅に転入し、その後、同年○月○日にAは死亡したことが認められる(上記1(3)、本件判決(引用に係る原審判決を含む。))。また、Aは、本件別居後も平成○年○月から同年○月まで、請求人に対し、請求人の国民年金保険料、b宅に係る光熱費等のほか、生活費として○○万○○○○円を渡していたが、同月後、Aがそれら費用等を請求人に渡さなくなったことから、請求人は、同年○月に本件調停を申し立て、本件調停の期日間に同年○月分及び○月分の生活費をAから受領したが、本件調停が、平成○年○月○日に不成立となり、審判手続に移行し、同月○日付けで本件審判が下されたところ、Aがそれを不服として本件婚費抗告事件を申し立て、同年○月○日付けで本件決定が下されたことによって、Aは、同年○月分ないし同年○月分として○万円、同年○月からAと請求人の離婚又は別居状態の解消に至るまで、毎月末日限り、○万円の婚姻費用を、請求人に対し支払う義務を負うことが確定したことが認められる(本件決定及び本件審判の謄本)。そして、Aは、請求人に対し、同年○月○日に○万円を支払い、その後、平成○年○月○日に同年○月分○万円を支払うまで、月額○万円の婚姻費用を支払っていたが、同月分を最後に、Aから請求人に対する婚姻費用の支払がなくなったことから、請求人の申立てに基づき、○家庭裁判所が、本件決定に基づく婚姻費用の未払分に係る債権等を請求債権、債権者を請求人、債務者をAとする債権差押命令を、同年○月○日付けで第三債務者をg銀行として、同年○月○日付けで第三債務者をKとして、それぞれ発出していること、請求人は、差押命令A、差押命令Bに基づき、平成○年○月○日まで差押債権の取立てを行い、A死亡の前後の時期には差押命令Bの差押債権について取立訴訟を提起していること、が認められる(本

件預払調書並びに差押命令A及び差押命令Bの正本)。

そうすると、請求人とAは、平成〇年〇月頃からAの死亡の時まで別居状態が継続しているのであるから、上記(1)アの要件を満たさないことは明らかである。また、上記(1)イについては、Aは平成〇年〇月〇日の支払を最後に婚姻費用の支払を止めているが、請求人はその後も差押命令A、差押命令Bを得て差押債権の取立てを行い、A死亡の前後の時期には取立訴訟を提起するなど、婚姻費用の取立てに向けた行為が行われていたのであるから、(1)イ(ア)の経済的な援助が継続していると評価する余地はあるものの、前記認定の事実によれば、Aと請求人との間には、定期的な音信、訪問が行われているとはいえ、また、将来起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすることも認められないから、いずれにしても、上記(1)イの要件を満たさないといわざるを得ない。

そこで、次に、請求人とAの間に、上記(1)のア及びイにより生計同一関係・生計維持関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなるような事情の存在があると認められるかどうかを検討する。

本件判決(引用に係る原審判決を含む。)によれば、本件別居後の別居期間(原審の口頭弁論終結時(平成〇年〇月〇日)において2年7か月)は、請求人とAの婚姻期間に比べると直ちに客観的な婚姻関係の破綻を推認させるものでないとされ、Aが主張する婚姻期間の請求人に係る異常行動や暴言等も、それらの原因は、Aの「出会い系サイトで知り合った女性とメールのやりとりをしたり、絵画教室の先生や他の生徒と食事に行く等浮気を疑わせる行動をとったことによるもの」であるとされ、上記請求人の行動をもって婚姻関係が破綻しているということもで

きないとされ、Aの離婚請求には理由がないとして、本件離婚請求控訴事件が棄却されていることが認められるのである。また、請求人は、平成〇年〇月頃には、うつ病により継続的に稼働することができる状態ではなくなり、Aから支払われる婚姻費用月額〇万円及び障害年金により生計を維持しているとされ(本件判決(引用に係る原審判決を含む。))、前記説示のとおり、Aからの婚姻費用の支払が平成〇年〇月分を最後に中断されたことから、請求人は、本件決定に基づく未払の婚姻費用に係る債権の弁済に充てるため同年〇月及び同年〇月の2回にわたり、〇〇家庭裁判所に債権差押命令を求め、その差押命令に基づき、差押債権を取り立て、さらには取立訴訟を提起するなど、A死亡の時期まで婚姻費用の取立てに向けた努力を重ねていたことが認められるのである。そして、回答書Aによれば、Aからの婚姻費用の支払がなくなり、障害年金(本件記録中の「\*新法\*受給権者原簿記録回答票(現存・基礎)」(〇〇〇〇年〇月〇日照会)によれば、請求人に係る障害基礎年金は、受給権発生年月が平成〇年〇月とされ、年金額は〇〇万〇〇〇〇円とされている。)だけでは生活費を賄いきれず、請求人の実娘Gに仕送りを依頼していたというのである。しかも、平成〇年〇月〇日のb宅からc宅への転入は、b宅の建物及び土地の所有権が、同年〇月〇日に、Aから長男Dに移転し、長男Dから立ち退きを強制されたためであるとし、c宅は実娘Gの居宅であると、請求人は申し立てるのであるが、差押命令Bが平成〇年〇月〇日付けで発出されていることなどを考え併せると、この申立ても信用するに足るものといえるのである。そうすると、請求人が、障害基礎年金の支給を受けていたものの、Aからの婚姻費用の支払がなければ同年金だけでは生活費を賄いきれないという状況は、請

求人に係る障害基礎年金の年金額の点からも首肯できるものであり、しかも、平成〇年〇月にはAの所有で家賃等の支払の必要がなかったb宅からも強制的に立ち退かされたというのであるから、請求人は、Aの死亡当時において、Aからの婚姻費用の支払という形で、Aに経済的に依存しなければその生計維持に支障を来す状態であったと認めるのが相当である。そして、本件決定及び本件判決によれば、Aは、同人と請求人の離婚又は別居状態の解消に至るまで、請求人に対し、月額〇万円の婚姻費用を支払う義務を負っているところ、請求人とAとの婚姻関係は、本件別居が継続していることなどをもってしても、いまだ破綻しているとはいえないとして、Aからの離婚請求は棄却が裁判上も確定しているのであるから、Aの死亡当時において、Aは、少なくとも月額〇万円の婚姻費用を請求人に対し支払わなければならず、請求人を扶養する義務を有していたと認められるのである。

こうした状況を総合して考えるに、Aが、平成〇年〇月分の婚姻費用の支払を最後に、同人の死亡の時まで、請求人に対し婚姻費用を支払わなかったからといって、それは、Aが、同人に経済的に依存せざるを得ない請求人を扶養する義務を有していたことが明らかなか中、正当な理由なく支払を中断したものであり、Aからの婚姻費用の支払がないからといって、請求人との婚姻関係が継続し請求人を扶養する義務を有するAと、請求人との間に、生計維持関係が認められないとするのは、実態と著しくかけ離れたものといえ、かつ、社会通念上妥当性を欠くものといわざるを得ないというべきである。そして、Aの死亡当時において、請求人は基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものと認められるのであるから、請求人をAによって生計を維持した者と

認めるべきである。

なお、請求人が受けていた実娘Gからの経済的援助については、親子の関係等を考えれば、当然のことであり、上記判断を覆すものとはいえない。

- (3) 以上によれば、請求人は、Aの死亡当時において、Aによって生計を維持した配偶者に該当し、請求人には、Aに係る遺族厚生年金が支給されるべきであり、これと異なる趣旨の原処分は、妥当でないから、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。